

## 企業会計のハイブリッド構造

石川純治

### 報告の概要

最近の業績報告のあり方（損益計算書の全面見直し）にも象徴されているように、今日の企業会計制度のあり方には異種な計算枠組みの併存という特徴がみられる。

そこで、本報告では特に資産・負債の評価方法における割引現在価値計算を1つの素材にして、今日の「時価会計」での簿価決定と簿価変動の特徴を、これまでの伝統的な計算枠組み（会計配分）と対比することで明らかにし、もって今日の企業会計の1つの説明理論として、その計算枠組みの全体的性格（ハイブリッド構造）を明らかにしてみたい。

### 議論の焦点

今日の企業会計の全体的性格（構造論的性格）はどのようなものか？

Ⅰ 統合システムとして論理構成は可能か、それとも異種併存システムか？

その「全体」が首尾一貫した整合性あるものかどうか（cf. 動態論・静態論）

Ⅰ 今日の「時価会計」の代表：売買目的有価証券の時価評価と評価損益の性格

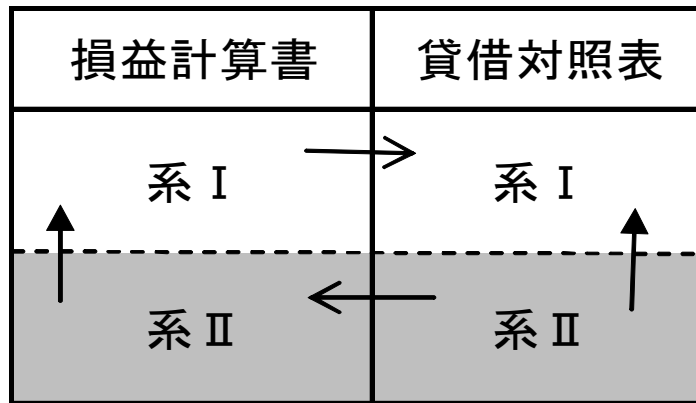
これまでの企業会計の基本的枠組み（会計配分）と整合しうるか？

Ⅰ 会計配分

収支を基礎にした収益・費用と資産・負債の決定関係における、発生主義を基礎にした収支の期間配分

### ハイブリッド構造のイメージ

ハイブリッド構造—概念図—



I 系IIの浸透

- ヨコの矢印：P/LとB/Sの規定関係、系Iと系IIとでは互いに逆
- タテの矢印：系IIが系Iの領域に“浸透”（今日の企業会計のあり方）

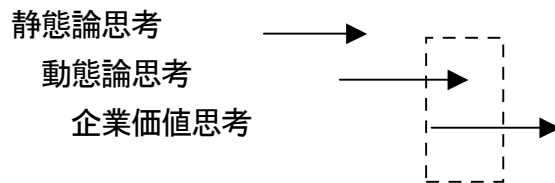
I 系IとIIの交錯

減損のケース：配分計画の修正か（系I）、資産価値の修正か（系II）

I ハイブリッドの意味

資産・負債の測定が混合（原価と時価）しているというレベルではない  
異質な会計計算の枠組みが全体として併存（異種併存システム）

I 会計思考の変遷とハイブリッド



## I いくつかの事例：最近のトピックより

1. 貸倒懸念債権のケース：2つの方法の枠組み
2. 繰延税金資産のケース：「繰延法」と「資産・負債法」
3. 商法のケース：交錯と調整の制度的あり方

### B/Sのハイブリッド構造

資産	系Ⅰ	販売用資産(製品・商品、販売用不動産) 回収資産(売掛債権)、運用資産(貸付金、満期保有目的債券) 事業用資産(有形固定資産)
	系Ⅱ	運用資産(売買目的有価証券、デリバティブ)
	交錯	投資不動産、無形資産、土地、減損会計対象資産、繰延税金資産
負債・資本	系Ⅰ	営業債務(買掛金、支払手形) 資金調達(借入金、社債)
	系Ⅱ	デリバティブ債務、退職給付債務
	交錯	繰延税金負債、留保利益、包括利益

### 業績報告のあり方

#### I 3行区分方式から2行2列方式へ

図表10 業績報告書(IASB案)

	コラム1	コラム2	合計
営業	XX	XX	XXX
金融	XX	XX	XXX
	XX	XX	
		包括利益	XXXX

#### I タテの2区分軸

コラム1 -10月改訂 →「利益フロー」(Income Flows)

コラム2 - " →「評価調整」(Valuation Adjustments)

#### I トレーディング目的有価証券の評価損益の扱い

for financial assets and liabilities classified as held for trading, all income and expenses should be reported in column 2. (August 2002)

for financial assets and liabilities classified as held for trading, all income and expenses should be reported as a valuation adjustment. (October 2002)

#### I コラム1のタテ合計の意味

リサイクル禁止の原則を持ち出さなくても、明らかに純利益とはならない。  
業績とは？ 純利益、それとも包括利益？

#### I 営業のコラム2

遡れば…イギリス「会計基準審議会」(ASB)財務報告基準第3号「財務業績の報告」(1992年10月)：財務業績＝損益計算書＋総認識利得損失計算書

リサイクルの禁止：同じ利得・損失は二重に認識すべきでない。

例えば、固定資産の再評価による保有利得→売却時に再度認識すべきでない

## ケース：満期保有目的債券

A社(12月決算)は、×1年1月1日に以下に示す既発行のB社社債を9,650,000で取得した。この債券は、満期まで所有する意図をもって保有するものである。なお、取得価額と債券金額(額面)との差額(取得差額)は、すべて金利の調整部分(金利調整差額)である。

①額面：10,000,000、②満期：×4年12月31日、③利率：年利5%、  
④利払日：毎年12月末日(年1回)

	①金利受取額	②利息配分額 (④×実効利率)	③金利調整差額の 償却額(②-①)	④償却原価 (簿価)
X1年1/1	—	—	—	9,650,000
X1年12/31	500,000	579,000	79,000	9,729,000
X2年12/31	500,000	583,740	83,740	9,812,740
X3年12/31	500,000	588,760	88,760	9,901,500
X4年12/31	500,000	598,500	98,500(*)	10,000,000
合計	2,000,000	2,350,000	350,000	—

(\*)誤差調整のため、最終年度の③=額面額-前期末簿価、②=500,000+③。

## 要点：

- 1 実質的な利息総額=受取が確定している各期の契約利息+取得時の金利調整差額(額面額と取得価額との差額)  
例：2,000,000+(10,000,000-9,650,000)=2,350,000
- 2 実効利率=確定している将来キャッシュ・インフロー(契約利息+額面額)の現在価値が(額面以下の)購入価額に等しくなる割引率  
例： $r \doteq 6\%$  [500,000/(1+r)+500,000/(1+r)<sup>2</sup>+500,000/(1+r)<sup>3</sup>+10,500,000/(1+r)<sup>4</sup>≐9,650,000となるrの値]
- 3 利息総額の期間配分=期首簿価(期首PV)×実効利率  
例：第1年度は9,650,000×0.06=579,000
- 4 金利調整額の配分=③-契約利息  
例：第1年度は579,000-500,000=79,000
- 5 簿価の計算=前期末簿価+④の利息配分額

## 簿価決定および簿価変動の基本的相違

## I 購入社債の簿価計算：償却原価法

$$\left. \begin{array}{l} \text{受取利息} = \text{期首簿価 (前期末の償却原価)} \times \text{実効利子率} \cdots (1) \\ \text{期首簿価 (前期末の償却原価)} = \text{実効利子率による将来キャッシュフローの割引価値} \cdots (2) \\ \text{期末の償却原価} = \text{期首の償却原価 (簿価)} + \text{金利調整差額の配分額 (増価)} \cdots (3) \\ \text{各期の増価額} = \text{期首簿価 (前期末の償却原価)} \times \text{実効利子率} - \text{契約受取利息} \cdots (4) \end{array} \right\}$$

\* 利息配分(フロー計算)→増価として加算(ストック評価)⋯(a)であって、期末と期首の割引価値(ストック評価)の差額→受取利息(フロー計算)⋯(b)でない。

## I ケース1 (計算系I)：当初認識時に計算基礎をおく「連続・フロー配分型」

$$\left. \begin{array}{l} \text{現在価値} : PV_t = f(CF, r, t) = \sum_{t=1}^{n-t} \frac{CF_{t+1}}{(1+r)^t} \cdots (7) \\ \text{資産・負債の簿価} : A_t \text{ or } L_t = PV_{t-1} \times (1+r) - k = PV_t \cdots (8) \\ \text{利息配分} : I_t = PV_{t-1} \times r \cdots (9) \\ \text{簿価変動} : A_t - A_{t-1} = PV_{t-1} \times r - k = (9) - k (= PV_t - PV_{t-1}) \cdots (10) \end{array} \right\}$$

## I ケース2 (計算系II)：当初認識時から分離切断された「非連続(離散)・ストック評価型」

$$\left. \begin{array}{l} \text{資産・負債の簿価 (価値)} : PV_t = f(CF, r, t) \cdots (11) \\ \text{資産・負債の簿価変動} : PV_t - PV_{t-1} \cdots (12) \end{array} \right\}$$

## I 重要な相違点

1. (7) 式と(11) 式の相違：同じくPVの計算であっても、(11) 式ではCFとrが確定的・固定的ではなく不確実・変動的。

2. (10) 式と(12) 式との相違：同じく $PV_t - PV_{t-1}$ であっても、(12) 式で示される時価変動差額が直接的再測定による時点間差額

3. (8) 式と(11) 式との相違：(8) 式の簿価計算ないし簿価決定のあり方を「連続・フロー配分型」、(11) 式は「非連続(離散)・ストック評価型」

## 2つの計算系：そのモデル比較

図表2 2つの計算系—会計配分と価値評価

	ストック／フロー の関係	計算の基点	会計枠組みの 思考	将来収支の 確定性	資産の評価	簿価決定の あり方	利益決定の あり方
系Ⅰ	フロー志向 (フロー→ストック)	当初認識時	配分 (派生的測定)	固定的 (確定的)	原価・ 償却原価	連続・ フロー配分型	フローの 配分計算
系Ⅱ	ストック志向 (ストック→フロー)	特定時点 (フレッシュ・スタート)	価値評価 (直接的測定)	変動 (不確定)	時価 (公正価値)	非連続(離散)・ ストック評価型	ストックの 価値評価差額

## I 重要な相違点

1. 系Ⅱがストック志向：利益計算よりも、まずは実態・リスクの開示（財務透明性）
2. 系Ⅱの“台頭”：「包括利益」なる利益概念  
2つの系の“交錯”と“調整”の場（包括利益＝系Ⅰ＋系Ⅱ）
3. 計算基点の相違：当初認識時 vs. 特定時点（フレッシュ・スタート）
4. 将来キャッシュフローが何らかのかたちで確定しているか、それとも不確定か
5. 会計思考のハイブリッド：動態論的会計観＋企業価値的会計観

## I 事例：最近のトピックより

1. 貸倒懸念債権のケース：2つの方法の枠組み
2. 繰延税金資産のケース：「繰延法」と「資産・負債法」
3. 商法の配当可能限度額計算：2つの計算系の交錯と調整の制度的あり方

## 貸倒懸念債権のケース: キャッシュ・フロー見積法と財務内容評価法

貸倒懸念債権：一般債権と破産更生債権との中間

### I 2つの方法の枠組み比較

- |   |  |
|---|--|
| { | 「キャッシュ・フロー見積法」   |
|   | …会計配分の枠組み内（配分計画の修正、すなわち減損）の方法：系Ⅰ                                       |
| { | 「財務内容評価法」  |
|   | …ストックの価値評価（資産価値の修正）の見地にたつ方法：系Ⅱ<br>貸倒見込額＝債権額－（担保処分額＋保証回収見込額＋それ以外の回収見込額） |

### I 2つの方法の相違：実務指針

① 「…合理的な将来キャッシュ・フローの見積もりを行うためには、会社が担当者を置くなどして債権管理を継続的に行うことが前提となる。将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが可能であり、かつ、実際の回収が担保処分によるのではなく、債務者の収益を回収原資とする方針である場合は、財務内容評価法よりもキャッシュ・フロー見積法によることが望ましい。

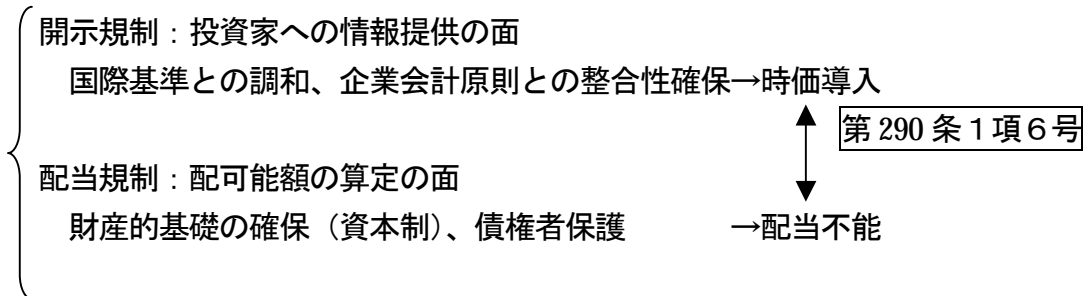
② なお、債権の発生又は取得後に将来キャッシュ・フローの見積もりを更新した場合において、帳簿価額と比較するための現在価値を算定する際に適用すべき割引率は、債権の発生当初の約定利率とし、取得した債権の場合は実効利率とした。これを見積時点の改訂約定利率又は市場利率としないのは、当該処理が、債権を時価で評価し直すために行われるのではなく、あくまでも債権の取得価額のうち当初の見積キャッシュ・フローからの減損額を算定することを目的として行われるからである」

（以上、「金融商品会計に関する実務指針」229項）



## 商法のケース：2つの計算系の交錯と調整の制度的あり方

### I 商法での時価評価導入－開示規制と配当規制の調整方式－



### I 法制審議会「商法等の一部を改正する法律案要綱」（1999年2月16日）

「以上のような状況のもとで、要綱は、企業の資産状況を適正に表示するとともに、国際的な会計基準との調和を図り、企業会計原則との整合性を確保するため、一定の資産について時価評価を可能とする方向での商法上の資産の評価基準の見直しを行うこととしている」（傍点は引用者）

「…このような不確実な利益を配当することを認めるときは、会社の財産的基礎を危うくし、会社債権者等を害するおそれがあることから、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべきこととされた」（要綱第一の三の4、傍点は引用者）

→商法第290条1項6号の新設

## 繰延税金資産のケース：「繰延法」と「資産・負債法」

### I 自己資本の計算方法の問題点

銀行…自己資本比率の計算方法

保険…ソルベンマージン（保険金支払い余力）

大手銀行：8兆円、地方銀行：2兆円（2001年度の繰延税金資産の合計額）

「税効果資本」：見せかけの資本補強か

清算価値には回収が見込めない繰延税金資産を自己資本に参入することの問題点

### I 全国銀行の実質自己資本

『日本経済新聞』2002年10月18日の金融研究報告（深尾）

### I 会計（理論）からは：「繰延法」と「資産・負債法」（「実務指針」33項）

繰延法（フロー志向）…会計上の収益・費用の金額と税務上の益金・損金との差異  
→当該差異に対する前払（後払）税金部分を将来期間に繰延配分する（系Ⅰ）

資産・負債法（ストック志向）…会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債  
金額との差異→当該資産・負債が回収・決済されるとき解消→税金を減額・増  
額させる効果がある場合（系Ⅱ）

### I 繰延税金資産の回収可能性

「資産・負債法」の見地…B/S計上額は将来の納付税の軽減効果が確実に実現する範囲内に限られる

（日本公認会計協会「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取り扱い」H11年）

### I 参考：資産・負債の定義（米国概念フレームワーク）

① 資産とは…「資産は、過去の取引または事象の結果として、特定の实体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的効益である」

② 負債とは…「負債は、過去の取引または過去の結果として、将来他の实体に資産を譲渡するかまたは用役を提供するために特定実体の現在の債務から生じる、発生可能性の高い将来の経済的効益の犠牲である」

③ 持分および純資産…「持分または純資産は、負債を控除したのちに残るある実体の資産における残余権益(residual interest)である。営利企業においては、持分は出資者の権益である」

## 異なる見解：ストック評価と配分計算のかかわり

### I 基本的な考え方

「ストックの評価替えを通じた配分計算と、価値の評価からは独立した配分計算との選択が、当面の争点になっている」(125頁)

→事業投資での原価配分が想定されている後段とは異なり、そこではストックの価値評価が配分計算と結びついている。

「時価評価がふたたび関心を集める最近の議論では、このコストの配分の枠組みと両立する価値の評価と、それに基づく損益認識が模索されている」(同126頁)；「キャッシュフローの期間配分という枠組みは、原則的に承認されている」(同125頁)  
→そこでの「両立する」ということが1つの論点となる。

(斎藤静樹「企業会計における価値と原価」、前田貞芳編『変貌する社会と会計』森山書店、1995年、第8章所収、傍点は引用者)

### I 売買目的有価証券について

「伝統的な収益・費用アプローチは販売や換金などの取引に着目して実現をとらえてきたが、それに対して資産・負債アプローチは、事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を拓くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、ストックの評価という面から拾い上げたわけである。企業会計の中心となる実現利益において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、435頁、傍点は引用者)

### I 評価損益もキャッシュフローの「配分」か？

それは有価証券が売却されたあとからみての“結果的配分”。そこに事前の配分ルールを見出すことは難しい。会計配分での配分と同一の内容をもつとはいえない。

配分対象となる総額が前もって決まらない(不確実)、しかも結果的にみてプラス(評価益)にもマイナス(評価損)にも不規則に「配分」されるものを、はたして「配分」といえるかどうか。少なくとも、それは伝統的な配分概念とは異なる。

費用性資産と金融資産：2つの計算枠組み

